



2026 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C E ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 C O O（最高執行責任者）新里雅則
（コード番号：4320 東証スタンダード、札幌）
問 合 せ 先 取締役 C F O（最高財務責任者）田口常仁
（ T E L . 0 1 1 - 8 6 1 - 1 6 0 0 ）

（訂正）「2026 年 9 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の一部訂正について

2026 年 8 月 5 日に公表いたしました「2026 年 9 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」において、一部に訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正の理由

2026 年 9 月期第 3 四半期決算短信の添付資料に記載の「重要な後発事象の注記」（SK-03 株式会社による当社株式に対する公開買付けについて）「2. 買付け等の概要」において、買付予定数の下限及び株券等所有割合等の記載の一部に誤りがあることが判明しましたので、提出済の決算短信を訂正させていただくものであります。なお、今回の訂正による四半期連結財務諸表への影響はございません。

2. 訂正の内容

訂正箇所には下線を付して表示しております。

以上

「2026 年 9 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」

添付資料 10 ページ及び 11 ページ

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

（3）四半期連結財務諸表に関する注記事項

（重要な後発事象の注記）

（訂正前）

（SK-03 株式会社による当社株式に対する公開買付けについて）

（中 略）

2. 買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026 年 8 月 6 日（木曜日）から 2026 年 9 月 17 日（木曜日）まで（30 営業日）
買付け等の価格	普通株式 1 株につき、金 1,650 円
買付予定数の下限	<u>4,927,500</u> （株）（注 1）
買付予定数の上限	－（株）

（注 1） 買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の公開買付者の株券等所有割合（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいま

す。）第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第 1 項第 1 号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は 57.06%

（注 2）ですが、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができない譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）（当社の取締役 6 名が所有する譲渡制限付株式

（当社の筆頭株主（注 3）であり、代表取締役会長 C E O（最高経営責任者）である杉本恵昭氏（以下「杉本氏」といいます。）が所有する当社株式 197,800 株（株券等所有割合：1.19%。以下「本譲渡制限付株式（杉本氏）」といいます。）

、新里雅則氏が所有する当社株式 27,200 株（株券等所有割合：0.16%）、松澤好隆氏が所有する当社株式 42,100 株（株券等所有割合：0.25%）、芳賀恵一氏が所有する当社株式 21,200 株（株券等所有割合：0.13%）、田口常仁氏が所有する当社株式 10,000 株（株券等所有割合：0.06%）、藤本香氏が所有する当社株式 6,100 株（株券等所有割合：0.04%）。）及び当社の子会社の取締役 7 名が所有する譲渡制限付株式（44,500 株、所有割合：0.27%。）の合計 348,900 株、株券等所有割合：2.09%）から、特別関係者に該当する杉本氏が保有する本譲渡制限付株式（杉本氏）を除いた株数である 151,100 株、株券等所有割合：0.91%を加算すると、9,666,200 株、57.97%となります。さらに、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が、法第 27 条の 2 第 1 項但書及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 7 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、本公開買付けの決済の開始日に、公開買付けを実施することなく当社の筆頭株主であり、代表取締役会長 C E O（最高経営責任者）である杉本氏から並行買付けにより取得する、本譲渡株式（1,450,800 株、株券等所有割合：8.70%。）を加算すると、11,117,000 株、66.67%となります。

（注 2） 「株券等所有割合」は、2026 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（17,039,400 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（363,863 株）を控除した株式数（16,675,537 株）に係る議決権の数

（166,755 個）を分母として計算しております。また、当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における当該買付け後の株券等所有割合を、当社が 2026 年 5 月 8 日に提出した第 31 期半期報告書（以下「当社半期報告書」といいます。）に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（166,661 個）を分母として計算した場合には、57.09%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）となります。

（以降、省略）

(訂正後)

(SK-03 株式会社による当社株式に対する公開買付けについて)

(中 略)

2. 買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年8月6日(木曜日)から2026年9月17日(木曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,650円
買付予定数の下限	4,968,300(株)(注1)
買付予定数の上限	－(株)

(注1) 買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の公開買付者の株券等所有割合(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。))第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は57.31%

(注2) ですが、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができない譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)(当社の取締役6名が所有する譲渡制限付株式(当社の筆頭株主(注3)であり、代表取締役会長CEO(最高経営責任者)である杉本恵昭氏(以下「杉本氏」といいます。)が所有する当社株式197,800株(株券等所有割合:1.19%)。以下「本譲渡制限付株式(杉本氏)」といいます。)、新里雅則氏が所有する当社株式27,200株(株券等所有割合:0.16%)、松澤好隆氏が所有する当社株式42,100株(株券等所有割合:0.25%)、芳賀恵一氏が所有する当社株式21,200株(株券等所有割合:0.13%)、田口常仁氏が所有する当社株式10,000株(株券等所有割合:0.06%)、藤本香氏が所有する当社株式6,100株(株券等所有割合:0.04%)。))及び当社の子会社の取締役7名が所有する譲渡制限付株式(44,500株、所有割合:0.27%)。の合計348,900株、株券等所有割合:2.09%)から、特別関係者に該当する杉本氏が保有する本譲渡制限付株式(杉本氏)を除いた株数である151,100株、株券等所有割合:0.91%を加算すると、9,707,000株、58.21%となります。さらに、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が、法第27条の2第1項但書及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第7条第1項第13号の規定に基づき、本公開買付けの決済の開始日に、公開買付けを実施することなく当社の筆頭株主であり、代表取締役会長CEO(最高経営責任者)である杉本氏から並行買付けにより取得する、本譲渡株式(1,450,800株、株券等所有割合:8.70%)を加算すると、11,157,800株、66.91%となります。

(注2) 「株券等所有割合」は、2026年6月30日現在の発行済株式総数(17,039,400株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(363,863株)を控除した株式数(16,675,537株)に係る議決権の数(166,755個)を分母として計算しております。また、当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における当該買付け後の株券等所有割合を、当社が2026年5月8日に提出した第31期半期報告書(以下「当社半期報告書」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の総株主の議決権の数(166,661個)を分母として計算した場合には、57.34%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)となります。

(以降、省略)

以 上